

上勝町再生可能エネルギー活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策及び地産エネルギー利用の一環として、化石燃料の代替えとなる再生可能エネルギーの普及を積極的に支援し、もって低炭素社会の構築に関する町民意識の高揚を図るため、再生可能エネルギー設備の購入・設置を行う者に対し、経費の一部を町長は予算の範囲内で上勝町再生可能エネルギー活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関して上勝町財務規則に定めるもののほか、上勝町農業商業等補助金交付規則を準用し、この要綱の定めるところによる。

(対象経費等)

第2条 補助対象経費、補助金の額及び保持年数は、別表のとおりとする。

ただし、営利目的の設備を除く。

2 一部種類の設備を除き、補助金の額を申請する者により個人と法人に区分することとし、個人とは法人登記された団体以外をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内に住所を有する者、町内に事務所を置いて活動する任意団体、町内に事業所を有する事業者その他町長が適当であると認める団体であって、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする場合にあつては、再生可能エネルギー設備を町内に存する自ら居住する住宅、活動施設（当該団体の活動のために使用する施設をいう。以下同じ。）、事業所及び集会所等公共的目的に使用する場所に設置しようとする者

(2) 設置した再生可能エネルギー設備の使用状況について、町が行うモニター調査及び事例発表等の啓発事業に協力できる者

(3) 自ら電力会社と電力受給（申請時においては電灯）契約を締結する者

(4) 賃貸物件においては、家主に再生可能エネルギー設備設置を承諾する書類を作成できる者

(5) 年度内において1種類1回までの申請である者

2 前項の規定にかかわらず、次

の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

(1) 過去に限度額の補助金の交付を受けたことがある者。ただし、限度額とは1申請者、全5種類、各1回を原則し、年度内においては1回限りの申請とする。

(2) 過去に補助金の交付を受けて再生可能エネルギー設備を設置した建物と同一の建物に、同一の再生可能エネルギー設備を設置しようとする者。ただし、耐用年数を超える等の経年劣化等により、使用不可と認められる場合はこの限りではない。

- (3) 生涯最大補助限度額を超えて申請しようとする者。ただし、生涯最大補助限度額とは個人 120 万、事業所 210 万とする。
- (4) 町民税等の滞納がある者または、その者を含む団体等。
- (5) 本事業を実施するに当たり町の他の事業補助金等との併用をする者。ただし、国・県・他の団体等からの補助金との併用はその限りでない。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に収支予算書(様式第 2 号)及び誓約書(様式第 3 号)等の必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付指令)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請書を受理した場合には、補助金を交付することについてその適否を審査し、適当と認めたときは、当該申請をした者に補助金の交付の指令をする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

(交付の条件)

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、別表に定める保持年数を経過することとなるまでは、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて再生可能エネルギー設備を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。

3 補助金の交付を受けた者及びその使用関係者等は、補助金の交付により設置した再生可能エネルギー設備について愛護使用し、可能な限り近隣への危険を回避できるように配慮のうえ管理しなければならない。

特に、小型水力発電機、ペレットストーブ等又はペレットボイラーの設置及び使用にあたっては、その使用による騒音・煙等の発生について、近隣住宅等に迷惑とならないように留意するとともに、火災予防上の安全を確保しなければならない。

4 その他の条件は、その都度町長が定める。

(申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付の申請をした者は、第 5 条に規定する指令書を受理した場合には、当該指令書に係る補助金の交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、当該指令書を受理した日から起算して 15 日を経過した日までに、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 前条の規定により交付指令を受けた者は、再生可能エネルギー設備の設置を完了したときは、補助金実績報告書(様式第4号)に収支精算書(様式第5号)及び町長が必要と認める書類を添付して、当該完了の日から起算して20日を経過した日または補助金の交付指令があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定等)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合においては、当該報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、事業完了の確認後、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業実施者に通知する。

2 町長は、前項の場合において、その報告に係る成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施者に対して命ずることができる。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反、又は交付の条件を欠いたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定を受けたとき。
- (4) 誓約書に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2. この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2. この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2. この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助金名	補助対象経費	補助金の額 (千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)		保持年数
		個人	法人 (法人登記された団体)	
上勝町再生可能エネルギー活用促進事業補助金	小型水力発電機本体の購入及び設置に要する経費	補助対象経費の1/4以内、又は1kwあたり5万円のどちらか少ない額 上限額は20万円	補助対象経費の1/4以内、又は1kwあたり5万円のどちらか少ない額 上限額は50万円	設置の日から 10年
	太陽光発電設備本体の購入及び設置に要する経費	補助対象経費の1/4以内、又は1kwあたり5万円のどちらか少ない額 上限額は20万円	補助対象経費の1/4以内、又は1kwあたり5万円のどちらか少ない額 上限額は50万円	設置の日から 10年
	太陽熱利用設備本体の購入及び設置に要する経費	補助対象経費の1/2以内 上限額は10万円		設置の日から 10年
	ペレットストーブ・薪ストーブ等の本体の購入及び設置に要する経費	補助対象経費の1/3以内 1台につき上限額は20万円	補助対象経費の1/3以内 1台につき上限額は50万円	設置の日から 6年
	木質系ボイラー等本体の購入及び設置に要する経費	補助対象経費の1/3以内 1台につき上限額は50万円		設置の日から 10年

(様式第1号)

第 号
年 月 日

上勝町長 殿

申請者 住所：
氏名： ⑩
(区分： 個人 ・ 法人)
電話番号：

上勝町再生可能エネルギー活用促進事業補助金交付申請書

上勝町再生可能エネルギー活用促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私（団体等の場合はその構成員）の町税等納入状況を確認のため調査することを承諾します。

記

- 1 設置場所 上勝町大字
- 2 設置する再生可能エネルギー設備の種類
小水力発電設備・太陽光発電設備・太陽熱利用設備・木質系ストーブ・
木質系ボイラー
メーカー
製品名
- 3 過去に設置したことのある再生可能エネルギー設備の種類

- 4 事業開始予定日 _____ 年 月 日
事業完了予定日 _____ 年 月 日
- 5 補助対象経費 金 _____ 円 (本体の購入・設置に係る経費に限る。)
- 6 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 7 添付書類 (1) 位置図・平面図
(2) 設置予定箇所の写真
(3) 設置する再生可能エネルギー設備等のカタログ (出力規模の判るもの)
(4) 収支予算書 (様式第2号)
(5) 本体の購入・設置に要する見積書の写し
(6) 誓約書 (様式第3号)
(7) 納税証明書 (現年度、ただし申請年度の4月1日から7月31日までに提出される場合、町全税目で前年度内納期にかかる滞納が無いとわかる証明書)
(8) 登記事項証明書 (法人に限る)

(9) その他町長が必要と認める書類

(様式第2号)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分		金 額	備 考
町 補 助 金		円	
そ の 他	他の補助金		
	自己負担額		
計		円	

2 支出の部

事業区分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		町 補 助 金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計				

(様式第3号)

誓 約 書

私は、上勝町再生可能エネルギー活用促進事業補助金（以下「当該補助金」という。）の交付申請を行うにあたり、当該補助金交付要綱及びその他関係法令等に定めるもののほか、次に掲げる事項について、遵守履行することを誓約いたします。

- 1) 当該補助金により購入する再生可能エネルギー設備は、適正に管理するとともに、効率的に運用し、交付条件の保持年数が終了するまでの間に、上勝町が適宜実施する設置調査等に協力します。
- 2) ペレットストーブ等又はペレットボイラーの利用にあたっては、ペレット燃料又は薪の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑とならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 3) 火災予防上十分な安全を確保します。
- 4) ゴミ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは、一切これを燃やしません。
- 5) 1申請者、全5種類、各1回の原則の範囲内で申請を致します。
- 6) 上記の内容に違反した場合には、補助金を全額返還を致します。
- 7) 万一、管理瑕疵等によって利害関係者とのトラブルや損害賠償訴訟等が生じた場合は、解決及び損害賠償等について、一切の責任は当方で負うこととし、上勝町に対し迷惑をおかけしません。

年 月 日

(交付申請者)

住所 _____

氏名 _____ (印)

上勝町長 殿

(様式第5号)

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

区 分	予算額	精算額	比較増減		備考
			増	減	
町補助金	円	円	円	円	
そ の 他	他の補助金				
	自己負担額				
計		円			

(2) 支出の部

予算額	精算額	比較増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	
事業区分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負担区分		備考
		町補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計				

(3) 補助金精算表

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算 補助金額	既受領 補助金額	差引補助未受 領(返還)額
円	円	以内	円	円	円

(様式第6号)

再生可能エネルギー設備設置承諾書

上勝町再生可能エネルギー活用促進事業補助金（以下「当該補助金」という。）の交付申請を行う者が、賃貸契約を結んでいる家屋について、再生可能エネルギー設備を設置することを承諾いたします。

年 月 日

(家 主)

氏名 _____ ㊞

(賃貸者)

氏名 _____ ㊞

上勝町長 殿